

商工建設常任委員会資料

令和 7 年 4 月 2 5 日

労働委員会事務局

令和 7 年度労働委員会事務局幹部職員名簿

職 名	氏 名
事 務 局 長	わたなべ 渡邊 せ っ こ 世津子
調整審査課長	よねむら 米村 ふみあき 文明

1 労働委員会の構成

労働委員会は公益委員、労働者委員及び使用者委員の三者構成による合議制の執行機関で、委員の数は公・労・使各 5 人の計 15 人となっている。

労働者委員は労働組合の推薦に基づいて、使用者委員は使用者団体の推薦に基づいて、

公益委員は労働者委員及び使用者委員の同意を得て、知事が任命する。

任期は 2 年である。

○ 第45期宮崎県労働委員会委員名簿（任期 令和5年8月20日～令和7年8月19日）

（令和7年4月1日現在）

区分	氏 名	現 職 等
公益委員	◎山崎 真一朗	弁 護 士
	○江藤 修一	元 宮 崎 県 労 働 委 員 会 事 務 局 長
	金丸 憲史	特 定 社 会 保 険 労 務 士
	山口 弥生	弁 護 士
	八重尾 龍	弁 護 士
労働者委員	中川 育江	日 本 労 働 組 合 総 連 合 会 宮 崎 県 連 合 会 顧 問
	吉岡 英明	日 本 労 働 組 合 総 連 合 会 宮 崎 県 連 合 会 会 長
	武井 大幸	全 日 通 労 働 組 合 宮 崎 県 支 部 執 行 委 員 長
	高橋 章治	宮 崎 交 通 労 働 組 合 執 行 委 員 長
	坂元 義孝	宮 崎 県 電 力 関 連 産 業 労 働 組 合 総 連 合 会 長
使用者委員	工藤 久昭	元 宮 崎 経 済 同 友 会 顧 問
	見戸 康人	元 宮 崎 中 央 農 業 協 同 組 合 監 事
	河野 洋一	宮 崎 県 経 営 者 協 会 専 務 理 事
	関本 泰三	株 式 会 社 宮 崎 信 販 代 表 取 締 役 社 長
	税田 倫子	株 式 会 社 グ ロ ー バ ル ・ ク リ ー ン 専 務 取 締 役

◎ 会長 ○ 会長代理

2 事務局

事務局の組織・人員は、1課1担当・10名である。

事務局長－調整審査課長－課長補佐－紛争解決支援担当

- 不当労働行為に関する事。
- 集団的労使紛争のあっせん等に関する事。
- 個別的労使紛争の相談及びあっせんに関する事。
- 労働組合の資格審査に関する事。
- 地方公営企業等における非組合員の範囲の認定及び告示に関する事。
- 公益事業の争議行為予告に関する事。

3 令和7年度予算

労働委員会費 109,410千円

(職員費72,488千円、委員会運営費36,922千円)

4 業務概要

(1) 主な業務内容

労働委員会は、労働組合法、労働関係調整法、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律等に基づいて、不当労働行為の審査、労使紛争解決のあっせん等、労働相談を行う。

① 不当労働行為の審査

労働組合等から、労働組合法第7条に規定する不利益取扱い、団体交渉拒否、支配介入などの不当労働行為の救済申立てがあったときは、審査（調査・審問）を行い、救済命令等を発する。

② 労使紛争解決のあっせん等

(ア) 集団的労使紛争

労働組合と使用者との間に生じた紛争解決のため、あっせん等を行う。

(イ) 個別的労使紛争

労働者個人と使用者との間に生じた紛争解決のため、あっせんを行う。

③ 労働相談

労働者と使用者との間の労働条件その他労働関係に関する相談があった場合に、必要な情報の提供や助言を行う。

(2) 事件数等の推移（新規）

	不当労働行為 審査事件	集団的労使紛争 あつせん事件	個別的労使紛争 あつせん事件	労働相談
令和4年度	2件	0件	1件	505件
令和5年度	2件	0件	6件	390件
令和6年度	1件	0件	5件	292件